

調停制度は令和4年に発足100周年を迎えます

100

調停制度発足100周年

調停は、皆さんが抱えるトラブルを、裁判官と民間から選ばれた調停委員の仲介によって、話し合いで円満な解決を目指す手続です。



メガネアイ



オオミマイ

調停申立てをするのに難しい法律の知識は必要ありません。また、申立ての費用は、訴訟に比べて安くなっています。

調停は非公開の席で行いますので、他人に知られたくない場合にも安心して事情を話すことができます。



ハナシアイ



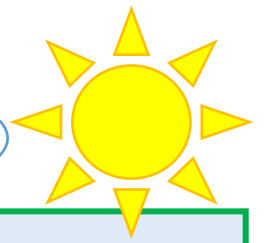
三匹合わせて

アイアイアイ

調停には、お金の貸し借りなどの民事のトラブルを扱う民事調停と、離婚や相続などの家庭のトラブルを扱う家事調停があります。

民事調停手続の流れは、裏面をご覧ください。

民事調停手続の流れ



STEP 1

申立てをします。申立用紙は、
簡易裁判所に備え付けてあります。

STEP 2

裁判官と民間から選ばれた調停委員が
双方の話をお聴きし、
最も適当な解決方法を考えます。

STEP 3

お互いがゆずりあうことで、
円満な解決を目指します。

名古屋簡易裁判所

☎ 052-203-3421

一宮簡易裁判所

☎ 0586-73-3127

半田簡易裁判所

☎ 0569-21-0259

岡崎簡易裁判所

☎ 0564-51-8811

豊橋簡易裁判所

☎ 0532-52-3190

春日井簡易裁判所

☎ 0568-31-2262

瀬戸簡易裁判所

☎ 0561-82-4815

津島簡易裁判所

☎ 0567-26-2746

犬山簡易裁判所

☎ 0568-61-0390

安城簡易裁判所

☎ 0566-76-3461

豊田簡易裁判所

☎ 0565-32-0329

新城簡易裁判所

☎ 0536-22-0059



お問い合わせ先はこちらです。